

祝 KSC30 周年

神戸市シルバーカレッジ

# 同窓会会報



25号

2023年3月

## KSC 同窓会「春の講演会」

講師：井阪 博 弁護士（元最高検察庁検事）



清水同窓会会長 前田学長



講師 井阪弁護士

神戸市シルバーカレッジ  
〒651-1106 神戸市北区しあわせの村1-1 6  
URL <http://kobe-sc.org/>

「会報 編集・発行」KSC同窓会編集委員  
(お問い合わせ) 同窓会ホームページ  
URL <http://kscaumni.yokochou.com>



## 同窓会「春の講演会」



(日時) 令和5年3月8日(水) 14:30~16:30

(場所) しあわせの村研修館大ホール

(参加者) 107名

漸く冬の寒さから抜けだし、春の息吹が感じられる3月初旬に、元最高検察庁検事で、現在弁護士井阪氏をお招きし、「相続を争族にしないための知恵」をテーマに講演会が開催されました。

始めに清水同窓会会長が、「本日は同窓会の行事であります春の講演会を企画いたしましたところ、かくも多数ご出席をいただき感謝申し上げます。昨年は新型コロナの第6波の感染拡大から11月には第8波に突入し、1年を通じて感染対策に追われました。今年も状況を加味しながら同窓会



活動を展開してゆきたい思います。そして、令和5年はシルバーカレッジの30周年にあたります。同窓会も兎年にちなみ更なる飛躍の年といたしたく会員の皆様の一層のご支援をお願い致します。」

清水勇夫 同窓会会長 と述べられました。

続いて、ご出席の神戸市シルバーカレッジ前田学長が「カレッジ創立30周年にあたる次年度も、OBの皆様のご協力を宜しく申し上げます。本日の講演は、過去に精神医師として被疑者の鑑定に関わった経験もあるので、興味深くお聞きしたい」と話されました。



前田潔 学長

講演に先立ち、司会の木村さん(国際24期)から井阪弁護士の略歴の紹介があり、講演が始まりました。相続については、7項目に分けてお話しされましたが、第1は「相続・遺言とは何ですか」第2に「法廷相続とは何ですか」第3に「遺言による財産の処分は、全くの自由ですか」第4に「遺言の効力は、いつ発生しますか」第5に「遺言が必要となるのは、どんな場合ですか」

第6に「遺言には、どのような方式がありますか」第7に「どのような内容の遺言を、いつまでに作成すれば良いですか」と、微に入り細に入り説明され、財産をたくさんお持ちの会員の皆さんは熱心に耳を傾けていました。

日常あまり関係のないと思っていた今回のテーマは、高齢者になった今、遺族たちがわずかな財産であっても、今から準備をしておかなければならないと、認識をあらたにしたのではないのでしょうか。比較的硬い話で、理解し難い面もありましたが、会場の皆さんは、相続するのも大変なことだと感じられたと思います。

相続の話の後は、「検察よもやま話(容疑者に感謝される検察)」と題して、検察勤務時代の被疑者と向かい合った体験を披露され、人間味あふれる、ユーモアのある話に、会場からも笑い声が聞こえてきました。

検察と言えば、強面の感じがするのですが、非常に柔軟な講師の人柄に触れ、この方なら容疑者にも感謝されるだろうと思ったのは、私だけでしょうか。

約2時間近い講演会は、多くの会員が参加し盛況に終わりました。



井阪博 弁護士  
(元最高検察庁検事)



普段あまり聞くことのない検事の話に参加者は熱心に耳を傾けていました。



《広報担当》 蛭田武(国際24期)